



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

http:// www.
okamoto-pat.jp/

2017 MARCH / 191号

★ 商標の早期審査・早期審理の対象拡張 ★

1. 早期審査・早期審理制度

特定の商標登録出願を他の出願に優先して審査する（審査段階の）早期審査及び（審判段階の）早期審理の対象が今年の2月6日から拡張されています。

2. 改定後の早期審査・早期審理

以下の条件(1)～(3)のいずれかに該当する出願は、特別の政府料金を支払うことなく（代理人費用は必要）、早期審査・早期審理を受けられます。

今回の改定により、下記(1)のe)及び(3)が加わりました。

(1)のe)の改定は、マドプロ国際出願を予定する商標の基礎出願について、審査結果を早く知りたいという要望が強かったためです。マドプロ国際出願には本国登録又は本国出願が必要であり、出願の場合、それが最終的に拒絶されると、非常に厄介なことになるからです。

(3)の改定は、権利化の緊急性がない場合（(1)の欠如）、又は全ての商品・役務について使用していない場合（(2)の欠如）でも早期審査・早期審理を受けたいという要望が強かったためです。

(1) 出願人又はライセンシーが、出願商標を指定商品・指定役務に使用している又は使用の準備を相当程度進めていて、かつ、権利化について緊急性を要する出願・審判事件

「権利化について緊急性を要する出願・審判事件」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- 第三者が許諾なく、出願商標又は出願商標に類似する商標を出願人若しくはライセンシーの使用若しくは使用の準備に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用しているか又は使用の準備を相当程度進めていることが明らかな場合
- 出願商標の使用について、第三者から警告を受けている場合
- 出願商標について、第三者から使用許諾を求められている場合
- 出願商標について、出願人が日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している場合
- 出願商標が、出願人がマドプロ国際出願を行う予定であるときの基礎出願である場合**

(2) 出願人又はライセンシーが、出願商標を既に使用している商品・役務又は使用の準備を相当程度進めている商品・役務のみを指定している出願・審判事件

指定商品・指定役務中に、出願商標を使用していない又は使用の準備を相当程度進めていると認められない商品・役務を含む場合には、早期審査の申出以前（同時でも構いません）に、それを削除する補正が必要となります。

(3) 出願人又はライセンシーが、出願商標を指定商品・指定役務に既に使用している又は使用の準備を相当程度進めていて、かつ、商標法施行規則別表や類似商品・役務審査基準等に掲載されている商品・役務のみを指定している出願・審判事件

指定商品・指定役務中に、商標法施行規則別表や類似商品・役務審査基準等に掲載されていない商品・役務を含む場合には、早期審査の申出以前（同時でも構いません）に、それを削除する補正が必要となります。